

受託研究費算定要領

令和2年10月版

独立行政法人国立病院機構
関門医療センター

関門医療センター受託研究費算定要領

1. 医薬品・医療機器・再生医療等製品の臨床試験（製造販売後臨床試験を含む。）に係る経費算出基準

（１）主たる治験

①事前準備費用：治験審査委員会事務局等の経費等、研究を開始するまでに必要な費用

契約期間が 2 年未満の場合、または事前準備を実施したが治験中止となった場合	45 万円
2 年以上 5 年未満の場合	50 万円
5 年以上または未定の場合	55 万円

（消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という）抜き）

請求時期：契約を締結した月の末日

②IRB 費用：審査を実施するのに必要な費用

IRB	1 年目	30 万円
	2 年目以降	10 万円/年
NHOCRB	NHOCRBで医師が説明した	30 万円
	上記以外の施設	10 万円

（消費税額等抜き）

○契約締結後 1 年間の症例登録がゼロの場合は、2 年目以降（年間）の IRB 費用請求は、原則発生しません

ただしエントリー期間延長等により 2 年目以降もエントリー可能な場合は別途相談

○NHOCRB 課題については、2 年目以降の IRB 費用の請求は発生しません

○初回審査の結果、「却下」となった場合や、審査後に治験中止となった場合についても該当費用を請求します

請求時期：契約を締結した月の末日

③変動費：臨床試験研究費、施設管理費、CRC等の人件費

（モニタリング対応経費等を含む。）等

請求方法：1 症例あたりの変動費/年^(注1)から Visit 別単価を算出し、Visit 毎に請求

(Visit1^(注2)と Last Visit^(注3)以外は「期中Visit単価」)。2年目(53週)以降は、「期中Visit単価」を継続して請求する。被験者が治験中止となった場合は、最終Visit時に「Last Visit単価」を請求

(注1) 1症例あたりの変動費/年：同意取得から治験薬投与開始後52週までの費用。
各単価を決定する基本となる金額

(注2) Visit1：プロトコルで規定されている治験薬初回投与時

(注3) Last Visit：プロトコルで規定されている最後の来院

請求時期：プロトコルで定められた Visit を達成した月の末日

【1 症例あたりの変動費の算出方法の一例】

臨床試験研究経費ポイント算出表(別表1)により算出した基礎額(製造販売後臨床試験の場合は、製造販売後臨床試験研究経費ポイント算出表(別表4)により算出した基礎額)に研究係数 2.7 倍を乗じて算出する。

【Visit 別単価の算出方法】

1. 1 症例あたりの変動費を算出
2. 1. で算出した変動費に Visit1 単価割合及び Last Visit単価割合を乗じて「Visit1 単価」と「Last Visit 単価」を算出(小数点以下四捨五入)
3. 1 症例あたりの変動費/年から「Visit1 単価」と「Last Visit 単価」を減算する
4. 治験薬投与開始日から52 週の間 Visit 数から 2 (Visit1及びLast Visit分)を減算する
5. 3. で算出した変動費に 4. で算出したVisit 数を除して、「期中Visit単価」を算出する(小数点以下四捨五入)
6. 2 年目(53週)以降は52週まで(1年目)の「期中Visit単価」を継続する

(各Visit単価の割合例)

回数	Visit1	Visit2	Visit3	Visit4	Visit5	Visit6	Visit7	Visit8	Visit9	Visit10	Visit11	Visit12
12	20.0%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	15.0%
11	20.0%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	15.0%	
10	20.0%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	15.0%		
9	25.0%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	20.0%			
8	30.0%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	20.0%				
7	30.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	20.0%					
6	35.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	25.0%						
5	40.0%	11.7%	11.7%	11.7%	25.0%							
4	40.0%	15.0%	15.0%	30.0%								

○Visit1 及び Last Visit の配分割合が高くなるよう設定する

- ④被験者初期対応業務費：プロトコルの開始初期*は、プロトコル疑義解釈等の問い合わせや、モニタリング等の対応に負担がかかることから、その業務に対する費用

*治験開始からプロトコル全体の症例数の1/3 くらい（予定症例数の多いプロトコルでは最大100 例程度）がエントリーされるまで

○原則、依頼者が被験者初期対応業務費の適応される症例登録の期日をその1 か月前までに施設に提示する（提示方法はメール、書面など形式を問わない。応相談）

金額：Visit1 単価の 15%または 15 万円のいずれか高い方

請求方法：算出した金額を Visit1 単価に追加して請求

請求時期：発生した月の月末

- ⑤症例追加対応業務費：症例追加時の登録の難易度・業務量増加に対する費用

金額：1 症例あたりの変動費/年の 15%

請求方法：算出した金額を Visit1 単価に追加して請求

請求時期：発生した月の月末

- ⑥Extra Visit：規定されている来院以外に発生した来院による業務にかかる費用

項目	金額
SAE：1 被験者の1レポート（1事象）につき （追加報告を含む）	80,000円
SAE 以外の Extra Visit（対応業務費）	30,000円

（消費税額等抜き）

○SAEは被験者が他の医療機関に入院（受診）され、SAE報告を行った場合も請求します

例（SAE 以外のExtra Visit）：

- ・原則30 分以上対応し、かつ有害事象が発生する場合
- ・有害事象等のプロトコル規定外の追跡来院
- ・来院せずに治験薬を自己投与可とプロトコルで規定されているが、来院して 治験薬を注射する場合
- ・治験薬投与（Visit）予定で来院されたが、採血結果等で治験薬を投与せずに別日にVisit 実施となった場合の治験薬投与予定の来院

請求時期：発生した月の月末

⑦Extra Effort：発生事象による来院は生じないが施設の負担となる業務にかかる費用

項目	金額
Extra Effort（対応業務費）	30,000円

（消費税額等抜き）

例：

- ・電話対応やカルテ調査による生存確認

請求時期：発生した月の月末

⑧必須文書長期保存料：通常想定されるGCP省令の規定年数を越える期間の記録の保管を依頼者が希望する場合に発生する費用

請求時期：必要時に算定

項目	金額
必須文書長期保存料	12,000円/年×保存期間

（消費税額等抜き）

○保存期間は依頼者希望年数からGCP省令の規定年数を差し引いた年数とする

⑨観察期脱落症例費：観察期脱落症例（同意習得後に、適格性を満たしてない等で治験薬の投与に至らなかった症例）に要する費用

算出基準：ポイント数×6,000円

請求時期：発生した月の月末

なお、被験者負担軽減費、保険外併用療養費支給対象外分の費用、当該治験に係る会議等の旅費については、月ごとにその出来高を依頼者に請求する。

（2）拡大治験

①事前準備費用：治験審査委員会事務局等の経費等、研究を開始するまでに必要な費用

項目	金額
事前準備費用	30万円

（消費税額等抜き）

請求時期：契約を締結した月の末日

②IRB 費用：審査を実施するのに必要な費用

IRB	1 年目	30 万円
	2 年目以降	10 万円/年
NHOCRB	NHOCRB で医師が説明した施設	30 万円
	上記以外の施設	10 万円

(消費税額等抜き)

○NHOCRB 課題については、2 年目以降の IRB 費用の請求は発生しません

○初回審査の結果「却下」となった場合や、審査後に治験中止となった場合についても当該費用を請求します

請求時期：契約を締結した月の末日

③変動費：臨床試験研究費、施設管理費、CRC 等の人件費

(モニタリング対応経費等を含む。) 等

請求方法：拡大治験研究経費ポイント算出表（別表 5）により算出した基礎額に研究係数 2.7 倍を乗じ、12 で除した額（毎月同額を請求）を算出します。

④Extra Visit：「主たる治験」に準ずる

⑤Extra Effort：「主たる治験」に準ずる

2. 体外診断用医薬品の臨床性能試験に係る経費算出基準

①謝金

当該研究の遂行に必要な協力者（専門的・技術的知識の提供者、受託研究審査委員会等の外部委員）に対して支払う経費

算出基準：院内の諸謝金支給基準による。

②旅費

当該研究の遂行に必要な旅費

算出基準：「独立行政法人国立病院機構旅費規程及び関門医療センター旅費取扱内規」等による。

③臨床性能試験等研究経費

当該研究に関連して必要となる、類似体外診断用医薬品の研究、施設間の研究協議、文書作成、関連学会の参加費（学会参加に係る旅費は別途②旅費として算出）、モニタリン

グ（治験計画書の範囲内）に要する経費等の研究経費

算出基準：ポイント数×6,000 円

ポイント数の算出は、臨床性能試験研究経費ポイント算出表（別表 2）及び相関及び性能試験研究経費ポイント算出表（別表 3）による。

④備品費

当該研究において求められている結果を導くために必要不可欠であり、かつ、当該施設で保有していない機械器具（保有していても当該治験に用いることのできない場合を含む。）の購入に要する経費

⑤人件費

当該研究に従事する職員に係る人件費（給料、各種手当等）

⑥委託費

当該研究に関連する受託研究審査委員会等の速記委託、臨床性能試験関係書類の保管会社への保存委託、CRC 等治験関連職員の派遣等に要する経費

⑦被験者負担の軽減

交通費の負担増等臨床性能試験参加に伴う被験者（外来）の負担を軽減するための経費（ただし、依頼者の同意が得られた場合のみ算出可能）

算出基準：施設ごとに定めた一定額×来院回数×症例数

⑧事務費

当該研究に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会等の事務処理に必要な経費、臨床性能試験の進行の管理等に必要な経費

算出基準：上記経費（①～⑦）の 10%

⑨管理費

技術料、機械損料、建物使用料、臨床性能試験管理経費（症例検索のためのデータベース作成費等）、その他①～⑧に該当しない臨床性能試験関連経費

算出基準：上記経費（①～⑧）の 30%

3. 製造販売後の調査に係る経費算出基準

(1) 使用成績調査・特定使用成績調査

① 報告書作成経費

報告書作成経費は、1 症例 1 報告書当たりの単価に症例数を乗じたものとし、調査期間が長期であり、1 症例当たり複数の報告書を作成する場合は、それぞれの報告書を 1 報告書として取り扱うものとする。

特定使用成績調査においては、担当医師が当該報告書を作成するに当たり、所要時間が概ね1時間を上回る場合は、1報告当たりの単価について30,000円を超えることも可能とする。なお、疑義が生じた場合は治験管理室に相談すること。

算出基準：1症例1報告書当たりの単価×報告回数×症例数

1症例1報告書当たりの単価

一般使用成績調査：20,000円

特定使用成績調査：30,000円

使用成績比較調査：30,000円

②事務費

当該研究に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会等の事務処理に必要な経費、研究の進行の管理等に必要な経費

算出基準：上記経費（①）の10%

③管理費

技術料、機械損料、建物使用料、調査管理経費（症例検索のためのデータベース作成費等）、その他①に該当しない調査関連経費

算出基準：上記経費（①、②）の30%

(2)副作用・感染症報告経費

①報告書作成経費

報告書作成経費は、1症例1報告書当たりの単価に症例数を乗じたものとし、追加調査をすることにより、1症例当たり複数の報告書を作成する場合は、それぞれの報告書を1報告書として取り扱うものとする。

算出基準：1症例1報告書当たりの単価×症例数

1症例1報告書当たりの単価：20,000円

②事務費

当該調査に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会等の事務処理に必要な経費、研究の進行の管理等に必要な経費

算出基準：上記経費（①）の10%

③管理費

技術料、機械損料、建物使用料、受託研究管理経費（症例検索のためのデータベース作成費等）、その他①に該当しない受託研究関連経費

算出基準：上記経費（①、②）の30%

4. その他の受託研究に係る経費算出基準

①謝金

当該研究の遂行に必要な協力者（専門的・技術的知識の提供者等）に対して支払う経費
算出基準：院内の諸謝金支給基準による。

②旅費

当該研究の遂行に必要な旅費

算出基準：「独立行政法人国立病院機構旅費規程及び関門医療センター旅費取扱内規」等
による。

③検査・画像診断料

当該研究に必要な検査・画像診断料

算出基準：保険点数の 100/130×10 円

④臨床試験等研究経費

当該研究に関連して必要となる研究経費

算出基準：当該研究に従事する職員の延所要時間数×勤務時間 1 時間当たりの給与単価

※1 延所要時間数は、過去の受託研究の実績及び以下の点を勘案して算出することとし、診療行為にかかる時間は除きます。なお、過去の実績がないものについては類似の受託研究を参考に算出してください。

- ・研究依頼者及び病院内部との連絡調整、研究実施計画の作成等に要する事前調整に要する時間
- ・症例・試験データの記録及び研究のための出張準備、目的地での資料収集、情報交換、関連調査等に要する実施時間
- ・委託者から要請のあった症例報告等研究結果にかかる連絡調整、報告作業等に要する事後整理時間

※2 勤務 1 時間当たりの給与単価は以下により算出してください。

$$\text{1時間当たり単価} = \frac{\text{前年の年間給与支給額} + \text{社会保険料の事業主負担額}}{\text{年間勤務時間 (38 時間 45 分} \times 52 \text{ 週)}}$$

⑤備品費

当該研究において求められている結果を導くために必要不可欠であり、かつ、当該施設で保有していない機械器具（保有していても当該研究に用いることのできない場合を含む。）の購入に要する経費

⑥人件費

当該研究に従事する職員に係る人件費（給料、各種手当等）

⑦委託料

当該研究に関連する受託研究審査委員会等の速記委託、研究関係書類の保管会社への保存委託等に要する経費

⑧事務費

当該研究に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会等の事務処理に必要な経費、研究の進行の管理等に必要な経費

算出基準：上記経費（①～⑦）の10%

⑨管理費

技術料、機械損料、建物使用料、受託研究管理経費（症例検索のためのデータベース作成費等）、その他①～⑧に該当しない受託研究関連経費

算出基準：上記経費（①～⑧）の30%

臨床試験研究経費ポイント算出表

個々の治験について、要素毎に該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものをその試験のポイント数とする。

		ウ エ イ ト	ポイント			
			I (ウェイト×1)	II (ウェイト×3)	III (ウェイト×5)	ポ イ ン ト 数
A	対象疾患の重症度	2	軽症	中等度	重症・重篤	
B	入院・外来の別	1	外来	入院		
C	治験薬製造承認の状況	1	他の適応に国内で承認	同一適応に欧米で承認	未承認	
D	デザイン	2	オープン	単盲検	二重盲検	
E	プラセボの使用	3	使用			
F	併用薬の使用	1	同効薬でも不変使用可	同効薬のみ禁止	全面禁止	
G	治験薬の投与経路	1	内用・外用	皮下・筋注	静注・特殊	
H	治験薬の投与期間	3	4週間以内	5～24週	25～52週	
I	被験者層	1	成人	小児、成人（高齢者、肝、腎障害等合併有）	乳児、新生児	
J	被験者の選出（適格＋除外基準数）	1	19以下	20～29	30以上	
K	チェックポイントの経過観察回数	2	4以下	5～9	10以上	
L	臨床症状観察項目数	1	4以下	5～9	10以上	
M	一般的検査＋非侵襲的機能検査及び画像診断項目数	1	49以下	50～99	100以上	
N	侵襲的機能検査及び画像診断回数	3	×回数			
O	特殊検査のための検体採取回数	2	×回数			
P	生検回数	5	×回数			
Q	症例発表	7	1回			
R	承認申請に使用される文書等の作成	5	30枚以内	31～50枚	51枚以上	
S	相の種類	2	Ⅱ相・Ⅲ相	I相		
合計ポイント数			1. Q及びRを除いた合計ポイント数			
			2. Q及びRの合計ポイント数			
基礎額：合計ポイント数の1×6,000円・・・① 合計ポイント数の2×6,000円・・・② 基礎額＝①＋②						

※K、N、O、Pはスクリーニング開始から治験薬投与開始後52週までに実施する回数とする

臨床性能試験研究経費ポイント算出表

個々の体外診断用医薬品の「臨床性能試験（測定項目が新しい品目に係る臨床性能試験のデータを収集する試験をいう。）」について、要素毎に該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものをその試験のポイント数とする。

		ウ エ イ ト	ポイント				ポ イ ン ト 数
			I (ウェイト×1)	II (ウェイト×2)	III (ウェイト×3)	IV (ウェイト×5)	
A	検体数	10		75以下	76～150	151以上	
B	負荷試験	1	×人数				
C	検体採取の難易度	1	尿、糞便、唾液、 喀痰、毛髪、涙液 、汗	血液、分泌物、 精液、粘液、乳 汁、滑液	胃液、腸液	髄液、羊水、組 織、胸水、腹水 、腫瘍、内容物	
D	検体の対象	1	成人	小児	新生児		
E	検体収集の難易度	1	希少疾病以外		希少疾病対象		
F	経過観察	1	×人数×1/5				
G	測定方法	1	自動分析法	用手法			
H	症例発表	7	有				
I	承認申請に使用される 文書等の作成	5	有				
合計ポイント数							
基礎額＝合計ポイント数×6,000円							

相関及び性能試験研究経費ポイント算出表

個々の体外診断用医薬品の「相関及び性能試験（測定項目が新しい品目以外の品目に係る既承認医薬品等との相関に関するデータを収集するものをいう。）」について、要素毎に該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものをその試験のポイント数とする。

		ウ エ イ ト	ポイント				ポ イ ン ト 数
			I (ウエイト×1)	II (ウエイト×2)	III (ウエイト×3)	IV (ウエイト×5)	
A	検体数	4		51～100 以下	101～300 以下	301以上	
B	検体採取の難易度	1	尿、糞便、唾液、 喀痰、毛髪、 涙液、汗	血液、分泌物、 精液、粘液、乳 汁、滑液	胃液、腸液	髄液、羊水、組織、胸 水、腹水、腫瘍、内容 物	
C	検体の対象	1	成人	小児	新生児		
D	検体収集の難易度	1	希少疾病以外		希少疾病対象		
E	測定方法	1	自動分析法	用手法			
F	承認申請に使用される 文書等の作成	5	有				
合計ポイント数							
基礎額＝合計ポイント数×6,000円							

製造販売後臨床試験研究経費ポイント算出表

個々の製造販売後臨床試験について、要素毎に該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものをその試験のポイント数とする。

		ウ エ ィ ト	ポイント			
			I (ウエィト×1)	II (ウエィト×3)	III (ウエィト×5)	ポ イ ン ト 数
A	対象疾患の重症度	2	軽症	中等度	重症・重篤	
B	入院・外来の別	1	外来	入院		
C	デザイン	2	オープン	単盲検	二重盲検	
D	プラセボの使用	3	使用			
E	併用薬の使用	1	同効薬でも不変使用可	同効薬のみ禁止	全面禁止	
F	調査医薬品の投与経路	1	内用・外用	皮下・筋注	静注・特殊	
G	調査医薬品の投与期間	3	4週間以内	5～24週	25～52週	
H	被験者層	1	成人	小児、成人（高齢者、肝、腎障害等合併有）	乳児、新生児	
I	被験者の選出（適格＋除外基準数）	1	19以下	20～29	30以上	
J	チェックポイントの経過観察回数	2	4以下	5～9	10以上	
K	臨床症状観察項目数	1	4以下	5～9	10以上	
L	一般的検査＋非侵襲的機能検査及び画像診断項目数	1	49以下	50～99	100以上	
M	侵襲的機能検査及び画像診断回数	3	×回数			
N	特殊検査のための検体採取回数	2	×回数			
O	生検回数	5	×回数			
P	症例発表	7	1回			
Q	再審査・再評価申請用の文書等の作成	5	30枚以内	31～50枚	51枚以上	
合計ポイント数			1. P及びQを除いた合計ポイント数			
			2. P及びQの合計ポイント数			
基礎額：合計ポイント数の1×0.8×6,000円・・・①						
合計ポイント数の2×0.8×6,000円・・・②						
基礎額＝①＋②						

※J、M、N、Oは、スクリーニング開始から調査医薬品開始後52週までに実施する回数とする

拡大治験研究経費ポイント算出表

個々の拡大治験について、要素毎に該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものをその試験のポイント数とする。

		ウ エ イ ト	ポイント				
			I (ウェイト×1)	II (ウェイト×3)	III (ウェイト×5)	ポ イ ン ト 数	
A	対象疾患の重症度	2	軽症	中等度	重症・重篤		
B	入院・外来の別	1	外来	入院			
C	デザイン	2	オープン				
D	併用薬の使用	1	同効薬でも不変使用可	同効薬のみ禁止	全面禁止		
E	治験薬の投与経路	1	内用・外用	皮下・筋注	静注・特殊		
F	治験薬の投与期間	3			12 か月		
G	被験者層	1	成人	小児、成人（高齢者、肝、腎障害等合併有）	乳児、新生児		
H	被験者の選出（適格＋除外基準数）	1	19 以下	20～29	30 以上		
I	臨床症状観察項目数	1	4 以下	5～9	10 以上		
J	一般的検査＋非侵襲的機能検査及び画像診断項目数	1	49 以下	50～99	100 以上		
K	侵襲的機能検査及び画像診断回数	3	×回数				
L	特殊検査のための検体採取回数	2	×回数				
M	生検回数	5	×回数				
N	症例発表	7	1 回				
O	承認申請に使用される文書等の作成	5	有				
合計ポイント数			1. N 及び O を除いた合計ポイント数				
			2. N 及び O の合計ポイント数				
基礎額：合計ポイント数の 1×0.6×6,000 円 ・・・①							
合計ポイント数の 2×0.6×6,000 円 ・・・②							
基礎額＝①＋②							

(施行期日)

1. この要領は平成 17 年 11 月 1 日から施行する。
2. 平成 19 年 6 月 1 日 一部改定する。
3. 平成 21 年 7 月 1 日 一部改定する。
4. 平成 23 年 7 月 1 日 一部改定する。
5. 平成 24 年 5 月 1 日 一部改定する。
6. 平成 24 年 9 月 1 日 一部改定する。
7. 平成 26 年 8 月 1 日 一部改定する。
8. 平成 29 年 4 月 1 日 一部改定する。
9. 平成 29 年 9 月 1 日 一部改定する。
10. 平成 29 年 10 月 23 日 一部改定する。
11. 令和 元年 11 月 1 日 一部改定する。
12. 令和 2 年 10 月 1 日 一部改定する。